一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　井手川内川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十九年建設省告示第六百十二号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田
字谷口　丁四二〇二番　一号
　丁四一九九番一　二号
　丁四一九四番一　三号
　丁四一七六番一　四号
　丁四一六四番二　五号
　丁四一七四番一　六号
　丁四一七二番一　七号
　丁四一六六番　八号
　丁四一六八番　九号
　丁四一二二番一　十号

○国土交通省告示第千十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　二ノ瀬川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬
字二ノ瀬　甲一五〇五番一　一号
　甲一五〇六番二　二号
　地先道路敷
　甲一五〇四番五　五号
　地先道路敷
　甲一五〇四番七　六号及び七号
　甲一五〇四番一　八号及び九号
　甲一二〇〇番一　三号
　地先道路敷
　甲一一九九番　四号
　地先道路敷

○国土交通省告示第千十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中尾川
二　砂防法第二条の土地の表示
　熊本県阿蘇市西小園及び西湯浦の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点から九点までを熊本県阿蘇市西小園字中尾六五七番と同六六九番との筆界に沿って結んだ線、九点から二十三点までを順次結んだ線、二十三点から二十四点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番一六と同八五二番一六地先道路敷との境界線に沿って結んだ線、二十四点から三十四点までを順次結んだ線、三十四点から三十五点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番一と同八五二番一五及び同八五二番一五地先道路敷との境界線に沿って結んだ線、三十五点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点から三十七点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番十二と同八五二番八と同八五二番四及び同八五二番四地先道路敷との境界線に沿って結んだ線、三十七点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°59′11.1440″	131°01′43.1079″
2	32°59′10.7470″	131°01′42.6393″
3	32°59′09.8508″	131°01′42.3910″
4	32°59′09.8710″	131°01′41.3179″
5	32°59′10.0874″	131°01′41.0919″
6	32°59′10.3333″	131°01′38.0506″
7	32°59′10.8959″	131°01′37.0259″
8	32°59′11.4381″	131°01′37.0959″
9	32°59′12.0368″	131°01′37.5704″
10	32°59′12.3492″	131°01′36.9873″
11	32°59′12.4467″	131°01′36.2259″
12	32°59′12.3895″	131°01′35.1342″
13	32°59′12.5498″	131°01′34.1488″
14	32°59′13.4090″	131°01′34.2953″
15	32°59′13.4997″	131°01′35.8536″
16	32°59′13.4932″	131°01′37.4254″
17	32°59′13.4177″	131°01′38.1342″
18	32°59′13.5365″	131°01′38.8548″
19	32°59′13.9829″	131°01′39.0866″
20	32°59′14.2568″	131°01′39.3641″
21	32°59′14.3281″	131°01′39.8387″
22	32°59′14.1897″	131°01′40.8089″
23	32°59′13.9369″	131°01′42.4701″
24	32°59′13.9366″	131°01′42.5329″
25	32°59′13.8341″	131°01′43.3432″
26	32°59′13.8962″	131°01′43.8383″
27	32°59′14.1985″	131°01′44.7587″
28	32°59′14.4135″	131°01′45.3177″
29	32°59′14.4897″	131°01′45.9325″
30	32°59′14.4794″	131°01′46.3152″
31	32°59′14.4116″	131°01′46.6399″
32	32°59′14.1252″	131°01′47.5627″
33	32°59′13.9728″	131°01′47.9133″
34	32°59′13.8235″	131°01′48.1590″
35	32°59′13.7662″	131°01′48.2930″
36	32°59′13.6388″	131°01′48.2292″
37	32°59′13.7327″	131°01′44.2590″
38	32°59′13.6748″	131°01′44.0759″
39	32°59′13.6046″	131°01′43.9985″
40	32°59′13.5732″	131°01′43.7049″
41	32°59′13.5739″	131°01′43.2137″
42	32°59′13.6291″	131°01′42.6136″
43	32°59′13.6754″	131°01′42.3232″
44	32°59′13.6221″	131°01′41.9154″
45	32°59′13.3933″	131°01′41.8779″
46	32°59′13.0591″	131°01′42.7963″
47	32°59′11.5060″	131°01′43.1575″

○観光庁告示第十一号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第四十条の規定に基づき、特定非営利活動法人通訳ガイド＆コミュニケーション・スキル研究会（登録研修機関第三号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月二十日

観光庁長官　村田　茂樹

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都世田谷区経堂二丁目二十七番二十三号
変更後	東京都世田谷区上馬五丁目二十番十五号ルフォン世田谷一〇〇三号

二　変更の年月日　令和七年十一月七日

○関東地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一四九番一地先から同町松崎字溝前通一一六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月七日